

経済安全保障担当大臣 小林 鷹之 殿

経済安全保障に関する提言

令和4年1月27日



代表 松井 一郎
共同代表 馬場 伸幸



経済安全保障に関する提言

1 対中政策としての経済安全保障の迅速な整備

- 中国の軍事・経済面での急拡大を背景とした霸権主義的な動向は、我が国の安全保障上、喫緊かつ深刻な問題となっている。
- 中国の軍事・経済力は米国に匹敵するようになり、「新冷戦」と言われる時代が到来している。これまで我が国の安全保障上の拠り所であった日米同盟は将来に渡っての絶対的な防衛力とは言い難い状況であり、独立国として自らの意思と努力により国民の生命と財産を守る覚悟、決断、実行力が必要とされている。
- 一方で、現在世界で急速に進む技術革新により、安全保障の裾野は経済・技術分野に拡大してきている。中国はこうした機会を捉え、軍事と経済の垣根なく、国際社会における影響力を戦略的に拡大してきている。こうした動きも踏まえ、経済安全保障に関する実行体制の整備は各国で進んできている。
- かかる状況下、我が国においても、中国の霸権主義的な拡大に対する適切な防衛策として経済安全保障法制を整備する必要性は極めて高い。安全保障上重要な原料・物資のサプライチェーンや基幹インフラの確保、官民の技術協力、及び特許の非公開等を中心とした経済安全保障に関する法体系の確立は一刻の猶予もなく、迅速に行っていくことが求められる。
- また、安全保障を巡る環境は日々刻々と変化している。基本法制の制定に終始せず、今後のフォローアップ、点検、アップデート等、隨時の見直しが必要である。

2 経済成長への適切な配慮

- 経済安全保障とは市場が解決できない問題への政府による介入を意味し、効率や自由競争を歪める可能性のある施策である。政府が企業活動に過度に干渉するようになれば、経済全体としては大きなコストと非効率を招くことになる。
- 例えば、経済安全保障に基づく秘匿技術を知らずに研究開発を進め、最終段階で非開示の事実を認知した企業は、それ以前の投資が全て無駄になってしまう。また、こうした事態を恐れ、民間の企業や研究者が経済安全保障に抵触する可能性のある技術の研究開発に過度に慎重な姿勢になれば、日本全体の経済成長やイノベーション創出の上で大きなマイナスとなる。
- 経済成長と安全保障とがトレードオフになる可能性があることは正面から認識した上で、経済成長への負担を可能な限り減らし、互恵関係を創り上げていくための誠実かつ現実的な対応策が求められる。
- さらに、長期的には軍事・経済面で急拡大する中国に対して個別の防衛策をとり続けても、将来的な安全保障を確実なものにしていくことは困難である。中国に匹敵する国力を持つことこそが恒久の安全保障であり、そのためには、覚悟を持った改革により経済成長を起こしていくことが前提であることは今一度認識されるべきである。

3 経済安全保障インテリジェンスの構築

- 経済安全保障に関する政策を実際に進める上では、安全保障上重要性が高いと認定された原料・物資、技術及び産業等は保護されることになる。この際、何を重要性が高いと認定し、特別扱いするかについては、合理的かつ科学的な選定が行われなければならない。

- 昨今、安全保障上の最重要物資の一つである半導体について、日本は1990年頃には世界一のシェアと技術を有していたが、現在は高性能半導体の自給率はゼロである。昨年末の臨時国会で総理及び経済産業相から反省の弁が述べられていたが、将来的に経済安全保障上重要になる戦略物資をこれまで見抜くことができなかつた政府に、今後それができる保証はない。
- また、経済安全保障の中核機関である内閣官房の国家安全保障局は、様々な中央官庁からの出向者の集合体であり、経済安全保障を機能させるために必要な包括的な業務を抱え込める体制にはなっていない。関連の政府機関に業務を分割した場合には、経済安全保障という観点での統一的な検討及び対応は困難である。
- 経済安全保障を実効性のあるものにしていくためには、対象となる原料・物資、技術及び産業等を見分ける組織的な情報収集、分析及び管理、すなわち経済安全保障にかかるインテリジェンスと、それを可能にする十分な体制を政府内に構築することが不可欠である。内閣官房国家安全保障局の体制強化をはじめとして、外務省、防衛省、警察庁、公安調査庁、経産省等を含む政府側の連携体制の構築が必要である。

4 意思決定における恣意性の排除

- 経済安全保障の対象物、すなわち、戦略的重要性の高い技術、産業、原料、物資の多くは、法案成立時には特定されない。今回法制化するのはそれらの「決め方」に関するルールである。
- 実際の意思決定を行う際、安全保障を名目にすると決定プロセスや運営が不透明になることが懸念される。安全保障の名のもとでの既得権益への資金導入、特定の企業や産業の過重な保護、費用対効果を度外視した施策の実行も起こり得る。

- 経済安全保障の対象となる原料・物資、技術及び産業等の決め方においては、対外的に非公開であっても、厳格な意思決定ルールの策定とその運用が必要である。また、限られた予算での費用対効果を考えた施策の選別は十分に考慮されなければならない。

5 守秘義務違反等に対する罰則の適用

- 経済安全保障を進めるためには、外交・防衛における軍事を中心とした安全保障と異なり、民間関係者の協力が不可欠である。職務として仕事をする政府関係者とは異なり、民間関係者の協力には同意が必要となる。
- その際、重要な民間関係者が政府側の協力に応じない、一度応じた後に離脱する、機密情報を流出させる等の事態が起きれば、経済安全保障は全体として機能不全に陥ることが懸念される。
- 例えば、経済安全保障の枠組みの下では、国家機密に該当する情報を民間関係者に共有する必要があるが、機密情報を他国に流出させることにより報酬を得る非合法的な民間取引も起り得る。
- 経済安全保障に関わる民間関係者の協力のうち、合意事項の不履行・中途での離脱、守秘義務違反など、重要性の高いものに関しては、刑事罰を含む厳しい罰則の適用も検討されるべきである。

以上